

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年3月16日付けで行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分は違法又は不当であると主張している。

本件処分は、平成29年7月25日、立ち退きに伴う解決金が入金されていたところ、収入申告されていないために過剰に保護費を支給してしまったことを理由とするが、同解決金は、既に先行する処分庁の行った1,899,746円を徴収する旨の返還金額決定処分（78条徴収決定処分）を受け、同金額を平成29年9月11日に納付し、資力を欠いていた。請求人は、本件処分がなされる以前に既に解決金を返還金額決定処分（78条徴収決定処分）による返還金に充てていることを処分庁の担当職員に説明し

ているので、本件処分に当たっては、請求人の当該弁解内容について調査し、解決金の全額について返還を求めることが請求人の自立を阻害することにならないか否かを考慮すべきところ、これを考慮しなかったというべきであり、本件処分は合理的裁量の範囲を逸脱している。

以上のとおり、請求人は資力を欠いているものであるが、仮に解決金の支払いをもって資力を得たとするとしても、本件処分は違法である。すなわち、本件処分において、訴訟・調停等により確定しなければならないものについて、確定した時点で資力が発生したものと解することを前提に、処分庁は、平成28年3月8日の調停成立日をもって、資力発生日とする。しかしながら、調停により確定された請求権自体が、明渡完了を条件とした停止条件付のものであり、条件成就を待たなければ具体的に発生しないものであるから、明渡完了の日をもって資力の発生日と解すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成31年 3月26日	諮問
令和 元年 5月23日	審議（第33回第1部会）
令和 元年 6月20日	審議（第34回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準についての法の定め

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 届出義務についての法の定め

法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

(3) 費用返還義務についての法の定め

法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

(4) 費用返還通知

「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働

省社会・援護局保護課長通知。以下「費用返還通知」という。)の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされているが、同時に「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とされ、①から⑥までの控除を認めることができる場合について例示がなされている。

そして、上記、返還額から控除して差し支えない金額の例示として、その③は、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。)第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額」とし、課長通知第8の問40の答(2)のクは、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合限り、必要と認められる最小限度の額」としている。

(5) 法63条に係る資力の発生時期

「生活保護問答集について」(平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。)の問13-6(答)(6)によれば、「離婚、婚約不履行等に伴う慰謝料の支払いがあった場合、法第63条に基づく返還額決定の対象となる資力の発生は、調停、審判、訴訟等の結果、慰謝料請求権自体が客観的に确实性を有するに至った時点でとらえる必要がある。」とされている。

また、「生活保護運用事例集2017」(東京都福祉保健局生活福祉部保護課発行。以下「運用事例集」という。)の問11-1によれば、「訴訟、調停、和解等により確定しなければな

らないもの（係争の結果を待たなければ資力を得るかどうかが判らないもの）については、確定した時点で資力が発生したものとす。」とされている。

(6) 収入認定

保護の実施機関は、「保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。）が、世帯合算額8,000円（月額）をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知第8・3・(2)・エ・(イ)）とされている。

(7) 最低生活費の日割計算

課長通知によれば、最低生活費の認定にあたり、日割計算を行わなければならないときは、「30日を分母として日割計算をすることを原則とするが、その月の実日数に応じて日割計算を行なうことが適当である場合には、実日数によること。」とされている（第7・問19の答）。

2 これを本件についてみると、以下のとおりである。

請求人は、保護開始日の平成24年9月28日以降、処分庁から法に基づく保護を受給していたところ、本件調停調書によれば、平成28年3月8日の調停期日において、本件賃貸人から請求人に対して本件解決金を支払う旨の合意が成立し、平成29年7月25日、代理人弁護士から請求人の口座に2,230,000円（本件解決金（2,500,000円）から弁護士費用（270,000円）を控除した後の額）が振り込まれており、このうち世帯合算額（請求人は一人世帯）8,000円を超えた部分（2,222,000円）が資力の額となるものと認められる。そうすると、本件解決金に係る資力は平成28年3月8日に発生したと認められ、請求人は、同日から本件処分が行われるまで

の間に支給された保護費の限度で、法63条の「急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するものと認められる。

もともと、処分庁は、本件処分に係る返還対象期間を「平成28年3月1日から平成30年3月31日まで」とし、この間の支給済保護費の額を「2,421,330円」としているが、正しくは、返還対象期間は「平成28年3月8日から平成30年1月31日まで」、支給済保護費の額は「2,251,749円」であることが認められる（別紙によれば、本件解決金2,500,000円の支給済保護費への充当は平成30年1月で終了している。また、平成28年3月8日から同月31日までの生活扶助費については、同月分の額から同月1日から同月7日までの日割額を減じた額をもって算出している。更に、同月分の医療扶助費は、同月8日以降に発生したものである。このため、同月8日から平成30年1月31日までの支給済保護費の合計額は2,251,749円となる。）。以上のとおり、返還対象期間と支給済保護費の額とに違算等の事実があるものの、本件処分における返還決定額2,222,000円は、返還対象期間における正しい支給済保護費の額2,251,749円を下回っているものであるから、このことにより、返還決定額を2,222,000円とする本件処分が違法・不当となるものではない。その他、本件処分に違算等の事実は認められない。

以上からすると、本件処分は、上記誤りの部分を除き、前記1の法令等の定めに基づいてなされたものであり、違法又は不当とすべき点を認めることはできない。

3 請求人の主張（第3）について

請求人は、本件解決金を78条徴収決定処分の支払に充てて資力を欠いており、本件解決金の全額について返還を求めることが

請求人の自立を阻害することになる旨主張（第3）する。

しかし、処分庁は、本件処分に係る返還決定額を算定するに当たって、返還対象期間における各月の支給済保護費の額から、各当該月における78条徴収決定処分に係る徴収金額分を控除し、算定していることが認められる。また、処分庁は、請求人からの自立更生免除の申出について、これを検討し、課長通知に定められた免除が認められる場合に該当しないものと判断していることが認められる。そうとすると、請求人の主張は理由がないといわざるを得ない。

なお、法78条の規定に基づく徴収金額決定処分と法63条の規定に基づく返還金額決定処分は、趣旨を異にする処分であるから、請求人が78条徴収決定処分に係る徴収額の納付を行ったことをもって、本件処分に係る返還義務を免れることにはならない。請求人は、現に78条徴収決定処分については、既に返還義務を果たしているとみられるところ、残る本件処分については、保護費の支給を受けながら、これに相当する収入を受けたことにより変わりが無いものである以上、当該収入の限度で支給済保護費を返還すべきであることは、保護の補足性の原則からして当然のことであり、本件解決金を他に充てたことをもって保護費の返還を免れるとの主張は理由がないものといわざるを得ない。

また、請求人は処分庁が平成28年3月8日の本件建物の明渡しに係る調停成立日をもって資力発生日としたことについて、調停により確定された請求権自体が明渡完了を条件とした停止条件付のものであり、条件成就を待たなければ具体的に発生しないものであるから、明渡完了日をもって資力の発生日と解すべきである旨主張（第3）する。

しかし、平成28年3月8日、本件賃貸人から請求人に対し本件解決金を支払う合意が成立し、これが本件調停調書に記載され

ており、その記載は裁判上の和解と同一の効力を有するものである（民事調停法16条）。そして、その記載内容は確定判決と同一の効力を有し（民事訴訟法267条）、調停調書は、確定判決と同様、債務名義（強制執行により実現される給付請求権の存在を公証する文書）となり（民事執行法22条7号）、これに基づいて強制執行をすることができるものである。これらのことからするならば、本件解決金に係る請求権自体は、同日をもって「客観的に確実性を有するに至った」（問答集・問13-6（答）(6)）及び「確定した」（運用事例集・問11-1）というに妨げないものであるから、処分庁が同日をもって本件解決金の資力が発生したものと判断したことについて、違法・不当なものと解することはできない。したがって、請求人の主張は理由がないというほかない。

なお、ここで資力の発生日を調停成立により請求権が「確定した」日としていることについては、実際に資力が現実化するまでの間、急迫の場合等に当たる被保護者に対しては、保護費が支給され続け、資力が現実化した時点で、権利が確定した時点まで遡って返還金額決定を行うという趣旨である。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

高橋滋、千代田有子、川合敏樹

別紙（略）